

➡➡ 差止請求活動の報告 ➡➡

■英会話教室「グローバルトリニティ」の運営会社である株式会社FORTRESS, JAPANに対し、6月24日付で、退去妨害等の不当勧誘の停止等を求める「申入書」を送付しました。

【申入れの概要】

- ①営業所からの退去妨害の停止
- ②「いつでも好きなときに受講できる」等の不実告知の停止
- ③レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表される等の不利益事実を告げないまま、「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などの消費者にとって利益を告げるこの停止
- ④不当勧誘行為を容認ないし推奨する内容を記載した文書等の廃棄
- ⑤不当勧誘行為の停止についての従業員らに対する周知徹底等、計9項目

【経過】<詳細はKC'sHPをご覧願います>

- (1) 2006年5月24日付にて、株式会社FORTRESS, JAPANに「申入書」を送付して不当な勧誘行為や契約条項のは正を申し入れましたが、これに対して、同社からは、何らの回答もありませんでした。
- (2) その後も不当勧誘の実態が是正されていないことが判明しましたので、再度、2008年6月24日付で公開の申入れを行いました。なお、本申入れ書送付後1週間が経過すると、上記①～⑤の事項について消費者団体訴訟の提起が可能となります。
- (3) 6月30日付にて、同社から6月24日付送付「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」に対する書面回答を受領しました。

上記の回答書内容については、KC'sとして、引き続き検討を行っています。

■契約条項使用差止等請求事件の報告

7/2(水)、京都地裁にてニューファイナンス訴訟の第1回期日が行われました。原告(KC's)側から傍聴人含め21名の参加で、榎理事長の意見陳述からはじまり、原告弁護人と被告弁護人双方からの意見を交し、次回期日を9/3(水)午前11時からと確認し終了しました。

終了後、場所を替えてKC's内部の報告会を開催し、今後の進め方などの意見交換を行いました。

■■■ KC's活動報告(2008.6/1~7/21) ■■■

- 理事会 6月19日2008年度第3回理事会
・検討委員会の案件と対応、会員状況、2008年度総会(6/28)記念シンポジウム企画、差止請求訴訟案件、消費者庁構想の動向、マスコミ対応、その他の啓発事業などについて報告、審議、確認をしました。
- 検討委員会 6月16日、7月1日、7月16日に開催。
・検討案件・検討グループの進行状況を中心に検討・確認しました。現在12検討グループが活動しています。
・7月2日ニューファイナンス差止め請求訴訟の第1回期日が行われ、榎理事長が意見陳述しました。
・6月24日英会話学校トリニティに差止請求訴訟の事前通知の書面を送付。
・この間の「問合せ」8件、回答(1件のみ未回答)があり、各々について回答内容と対応方向の検討を行っています。

○適格消費者団体の動き

- ・7月1日、京都消費者契約ネットの差止請求訴訟の第2回期日が行われました。

○その他(学習・啓発事業)

- ・「くらしの中の契約を考える会」
第1回: 6月25日開催 契約のいろいろを消費者(契子さん)が1日の中でどのような契約をしながら暮らしているかを通して学びました。



- 第2回: 7月16日開催。賃貸契約(不動産賃貸借契約のトラブル・賃貸借契約とは)請負契約(クリーニング・リフォーム工事契約)

- 第3回: 8月6日予定。準委任契約(学習塾旅行契約)

- 第4回: 8月27日予定。金銭消費貸借消費者信用(住宅ローン・クレジットカード)

問合せ・連絡先

消費者支援機構関西(KC'sケーシーズ)事務局
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp
ホームページ: http://www.kc-s.or.jp/

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

発行所 KC's事務局

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31
OMMビル1階大阪府消費生活センター内
TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp

No.16
2008.7.22

広く消費者に支えられる消費者組織をめざして 2008年度通常総会&記念シンポジウム報告

消費者団体訴訟制度が昨年6月からスタートし、全国6つの適格消費者団体の事業者の不当な契約条項・勧誘行為を差し止める活動が拡がるもとで、通常総会&記念シンポジウムの開催となりました。KC'sでは、4月8日に初の差し止め請求訴訟を提起し、6月24日には「不当勧誘」の差し止めを求める申入書を送付した中で当日を迎えました。

◆2008年度通常総会

開会挨拶を榎理事長から受けた後、西島事務局長から議案提案を行いました。個別議案の前提となる「KC'sが今日に至る大まかな経過とその到達、またこれからめざすビジョンと当面課題」を提案しました。議案採択は、団体正会員(70/70票)と個人正会員(64/101票)によって、第1～4号議案がすべて満場一致で可決されました。とりわけ「広く消費者に支えられる消費者組織」をめざして提案した、会費変更(第4号議案)も承認され、個人賛助会員の会費が今年度から3,000円(5,000円より減額)となり、積極的な会員拡大の提起も行いました。なお、総会は賛助会員・非会員(オブザーバー)含めて95名の出席をいただきました。

【これまでのKC's】

◇準備期(2004年～2005年)

- ・長年、関西では様々な分野で消費者被害の拡大防止活動が取り組まれ、「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議(2004年1月結成)」をはじめ、大阪、京都、兵庫等の消費者団体、相談員、専門家等により多くのネットワークを形成してきたことが、KC'sの活動の土台になっている。

◇設立～消費者団体として活動

(2005年12月～2007年8月)

- ・適格消費者団体をめざすために、近畿の生協7府県連が設立に加わり、消費者からの支援の輪がさらに広がり、財政基盤が一定整ってきた。
- ・NPO法人になった(2006年4月)以降の活動が評価され、2007年8月に適格消費者団体として認定された。

- ◇適格消費者団体として活動スタート(2007年9月～)
・適格消費者団体の中心となる「不当な行為に対し是正を求める」事業では、申入れ4件、差止請求権行使1件(これらを担う「検討委員会」は月2回程度の実施。「検討グループ」は2府2県で13グループ、メンバーは約50名)。
・2008年4月に、KC's初の差止請求訴訟を提起した。
・「消費者被害の未然防止・拡大防止」のためのプロセスとして、特に行政と相談被害情報に関する情報交換が進みました(国民生活センターと6件、消費生活センターと14件)。

【KC'sの理念と使命】

- ◆理念: 消費者支援機構関西は、21世紀の消費者組織として、消費者全体の利益擁護を図り、消費者の権利実現と消費者の役割の正しい発揮に貢献します。
のために消費者・消費者団体だけでなく事業者との対話や協働を通じ、公正な市場づくりをすすめます。

- ◆使命: 消費者支援機構関西は、消費者が安心して生活できる社会をめざし、消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組みます。そのため適格消費者団体として団体訴権を有効に活用します。



(総会: 議決風景)

◆記念シンポジウム: 「消費者庁」構想とKC'sのできること

- 一消費者契約法から特定商引取引法・景品表示法に広がってー

総会に引き続き開催したシンポジウムには112名の参加で、冒頭に五條操検討委員(弁護士)から「KC'sが提起した差止訴訟の内容とその課題」と題して報告Iがなされ、差止訴訟の内容の紹介とこの間の活動で見えてきた団体訴権を活用する上

での課題や問題点が明らかにされました。

続いて「消費者庁構想の今」と題して、日弁連消費者行政一元化推進本部副本部長でもある片山登志子副理事長から報告Ⅱを行い、より良い「消費者庁」創設に向けて声をあげることなど消費者団体の課題が問題提起されました。

2つの報告を踏まえ、パネルディスカッションでは、テーマを「適格消費者団体への期待と役割が大きくなる中で、KC'sは何ができるのか」とし、夷石多賀子さん（元東京都職員、消費者行政の現場の立場から）、加納克利さん（内閣府国民生活



(シンポ：報告Ⅰ)



(シンポ：報告Ⅱ)

局消費者団体訴訟室室長)、黒木理恵さん(KC's検討委員会委員長、弁護士)をパネリストに迎え、飯田秀男常任理事のコーディネイトのもとに進められました。

討論では、

①消費者団体訴訟制

度の適用範囲が消費者契約法から特定商取引法・景品表示法に拡大しようとしている中、
・範囲が拡大するということはどういう活動の分野が広がっていくのか
・訴権団体としてどういう準備が必要になってくるのか
・消費者(団体)は何を準備する必要があるのか

②適格消費者団体として守備範囲が拡大する中、
・訴権団体として消費者被害情報をどのように活用する必要があるのか
・その際に課題となることは何か

③更に「違法収益のはく奪」制度について
といった論点で意見交換がなされ、4名の会場発言もいただきました。

その中で強調された点は、

・行政と適格消費者団体の被害者相談の情報交換がますます必要となること
・その連携を持続させるためには協定や規則、条令制定などの検討が必要なこと
・(消費者庁議論とも重なることで)各地域の消費者行政自体の充実や国民生活センターに集約されているPIO-NET情報をもっと活用できるものにすること
・適格消費者団体の活動を支える何らかの資金援

助が必要なことなどでした。

締めくくりとして、消費者・事業者・行政がともに「健全な市場づくり」をめざす新しい時代の中、KC'sがその役割をしっかり發揮してほしいと、KC'sへの期待で議論を終えました。

今回のテーマから「適格消費者団体と消費者や事業者との関わり様について」の議論ができなかつたという課題が残りましたが、今後の消費者セミナーや事業者セミナーの機会や日常の実践の中で、より広く消費者に支えられ、頼られるKC'sをめざしたいと考えます。



(シンポ:パネルディスカッション)

最近の相談事例から

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 西日本支部 澤村 美賀

出会い系サイトの利用料に関する相談が少し増加傾向にあります。以前はメールが来て「成人ですか？」にハイとクリックしたら登録成立となり高額な料金の請求が目立ったのですが、最近は期待を抱かせる巧妙な手口での不当請求に変化してきています。

【事例1】

・無料の懸賞サイトに登録したら、携帯電話に1等10000万の懸賞に当選したというメールが届いた。賞金を受け取るためにポイント購入が必要と言われ、自分の持っているクレジットカードで数回決済を行い何度もメールを送った。しかし賞金は振り込まれなかった。

【事例2】

・無料の占いサイトに登録したら、複数の出会い系サイトからメールが届くようになった。ある日芸能人の俳優からメールが来たので、興味本位で利用した。俳優とメールを続けるためにはポイントを購入する必要があったので、コンビニで購入したポイント代金を振り込み、メールを続けていた。メール相手の俳優は「会った時にポイント代は必ず払う。」とメールに書かれていたが、いつも会う直前にキャンセルされ、相手は「サクラ」ではないかと不審に思うようになった。

【事例3】

・以前利用していた出会い系サイトの料金が3万円未払いのままになっていると債権回収業者から請求があった。自分は、利用料金は払っていてまだポイントが残っている状態で退会している。債権回収業者に未払い分の代金を支払わないと、個人情報を調査して会社や家に取り立てに出向き、法的手段をとるとメールに書かれている。

* * * *

事例1や事例2のようにお金がもらえるとか異性との交際で期待を抱かせる巧妙な手口に誘われ、意図しない出会い系サイトに登録させられる背景には、あるサイトに登録するといつものサイトに同時に情報がもたらされることになっていると考えられます。

無料という言葉につられて安易にアクセスして個人情報を不用意に入力しないようにしましょう。また事例3のように債権回収業者からの請求についても以前登録していた個人情報が他の業者に漏れていて請求をうけていると思われます。利用していなければ支払う必要はありません。「登録したから」「請求が何度もくるから」などの理由で請求に応じたり、安易に業者に連絡して、聞かれるまま氏名や住所、勤務先などの個人情報は教えたりはしないことです。執拗な請求はドメイン指定拒否の設定をして必要に応じてアドレスを変更するようしましょう。

団体紹介

滋賀県生活協同組合連合会

最近の滋賀県生協連合会に関する話を紹介します。7月に入り北海道洞爺湖サミットが話題を独占しましたが、滋賀県では今年3月に「持続可能な滋賀社会ビジョン」を公にし、2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量を1990年比50%削減を目指すことを発表しました。果たして滋賀県は全国のトップランナーとしてこの目標が達成できるでしょうか。それともスローガン倒れとなるのか。滋賀県は1977年に琵琶湖に発生した大量の赤潮に対して家庭の主婦が立ち上がり有リン合成洗剤を追放する「せっけん運動」という輝かしい消費者運動の歴史があり、今回の2030年温室効果ガス1990年比50%削減の取組にも「あのときのパワーよ もう一度」と期待がかかっています。

二つめの話は「食の安全・安心を構築する社会システム」のことです。昨年4月に滋賀県生協連合会の呼びかけにより「食の安全・安心条例化を求める滋賀県民会議」を立ち上げ、本会議とワーキングチーム会議を数回開催し「滋賀県食の安全・安心条例」(仮称)要綱(案)を完成し、条例制定についての9月の県議会上程を目指した取り組みを開始しました。これにはJA滋賀中央会や滋賀県漁業協同組合連合会等の生産者団体をも巻き込んで展開しています。この間、取組の一つとして「嘉田知事への手紙作戦」を展開しましたが、広範な大衆運動にまで発展していないのが現状です。

三つめの話は消費者被害の話です。毎年、滋賀県生協連役員と生協所管の県民文化生活部・県民生活課との定期懇談会を開催していますが、



6月21日に開催した滋賀県生協連第33回通常総会

今年は県行政より次の報告がされました。「平成19年度消費生活相談受付件数は15,898件だが、増えた相談件数は多重債務が前年対比1.3倍で食料品関係1.4倍と情勢を反映している」等が話され、地域の主婦を組織している生協に対する期待が語られました。

以上の三つの話は内容は違いますが根本では密接に繋がっています。この三つの話を結ぶキーワードは『県民の「消費者力」の向上』です。この消費者力の向上なしには上記の課題の解決はまさに「絵に描いた餅」となるでしょう。

2006年度で満25周年を迎えた滋賀県生協連合会の役割は、これらの課題が進むように、『県民の「消費者力」の向上』を目指す取り組みを推進することだと思っています。その目標のために、滋賀県生協連合会は消費者支援機構関西(KC's)の団体正会員として頑張っていく所存です。

お問い合わせ

滋賀県生活協同組合連合会

〒520-0044 大津市京町3丁目4-22 滋賀会館内
Tel 077-525-6040 Fax 077-525-7060